

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項)

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料2-7
提出年月日	令和5年6月23日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221110-18	1	<p>PPT66ページ) 「代替非常用発電機等への給油活動について、事象発生後3時間以内に発電所へ参集する要員として確保する」としているが、先行の審査実績を踏まえた上で、妥当性を説明すること。</p> <p>【第408回ヒアリング 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて】</p>	R4. 11. 10	回答済	R5. 4. 11 ヒアリング	<p>【ID：230222-10と同様】 重大事故等対策の有効性評価にて期待する代替非常用発電機等への燃料補給活動を行う要員2名を参集要員で確保することとしていたが、発電所構外からの参集については外部要因等の不確実性を想定することも必要と考え、より確実な対応を行うため、発電所内に当該要員2名を常時確保する方針とする。</p>	<p>【ID：230222-10と同様】 第489回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)』 p. 1. 0. 10-17, 19, 35</p> <p>第489回ヒアリング 資料2-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)』 p. 1. 0. 10-8, 10, 24</p>	
230222-01	2	<p>1.0-23) 島根2が降下火砕物に係る記載を掲載していることを踏まえ、経緯や基準を確認の上、泊の資料への掲載要否を検討し説明すること。</p>	R5. 2. 22	回答済	R5. 4. 11 ヒアリング	<p>技術的能力審査基準の改正により、1.0共通事項 (4) 【解釈】1 f) に、「前兆事象を確認した時点での事前の対応」の例として「降下火砕物が予測されるとき原子炉停止・冷却操作」が追加されている。 (平成29年11月29日改正, 平成29年12月14日施行) 改正技術的能力審査基準施行後の最新審査実績である島根2号炉の記載を参考に、以下のとおり、降下火砕物の降灰が想定される場合の体制及び手順の整備について追記した。 ===== 降下火砕物の降灰が想定される場合には、火山の情報を把握し、監視体制、連絡体制の強化を行う手順を整備する。また、降灰が確認された場合には、除灰等を行う手順を整備する。</p>	<p>第489回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)』 p. 1. 0-24, 66</p> <p>第489回ヒアリング 資料2-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 8)』 p. 1. 0-22, 63</p>	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230222-02	3	1.0-50) 前兆事象を確認した時点での事前の対応の具体例について、泊で対応すべき自然現象を先行事例を踏まえた上で検討し説明すること。	R5. 2. 22	回答済	R5. 4. 11 ヒアリング	<p>技術的能力審査基準1.0への適合方針として、前兆事象として把握ができるか、重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておく、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制及び手順を整備する方針としている。</p> <p>地震、津波に加えて、DB6条まとめ資料における発電所敷地で想定される自然現象（洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的影響、森林火災及び高潮）及びPRAにおける有効性評価の事故シーケンスグループの選定に際して考慮する地震、津波以外の外部事象（風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、森林火災及び高潮）、並びに女川の審査実績を踏まえて、泊3号炉における前兆事象を確認した時点での事前対応について整理した。</p> <p>DB6条及びPRAで想定する自然現象のうち、女川2号炉との相違は、地滑りであり、泊3号炉の地滑りについては、当社空中写真判読、公刊の地滑りに関する知見等を踏まえ、再評価を行うため追而としていることから、技術的能力1.0においても地滑りを追而として追加し、別途DB6条及びPRAでの評価結果を反映する。</p> <p>また、島根2号炉の審査実績を参考に、火山の影響による降下火砕物の対応について、技術的能力1.0 1.0.1(4)a.(f)項及び1.0.2(4)a.(f)項に追記した。</p> <p>なお、島根2号炉は土石流の発生が想定される場合の対応について技術的能力1.0に記載しているが、泊3号炉のDB6条まとめ資料において、土石流は「地滑りの評価において、土石流危険区域等を考慮しているため、「地滑り」による影響に包絡される。」としていることから、想定する自然現象から除外している。</p>	<p>第489回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.7)』 p. 1. 0-24, 66～67</p> <p>第489回ヒアリング 資料2-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.8)』 p. 1. 0-22, 63</p>	
230222-03	4	1.0-46, 47) 地下水排水設備について、復旧までの時間を踏まえた（DB, SAにおける状況も考慮した）対応、設備の位置付け（安全機能）、設計レベルを踏まえて、復旧に必要な資機材（a. 予備品の確保、b. 保管場所）の記載を整理し説明すること。また相違理由も充実させること。	R5. 2. 22	回答済	R5. 4. 11 ヒアリング	<p>女川2号炉では主要建屋及び敷地広範囲の施設等に生じる液状化影響及び揚圧力影響を確実に排除する設計方針とするため、静的設備である揚水井戸を含むすべての構成要素を多重化する等、地下水位低下設備に、安全重要度クラス1相当の設計を適用していることから、可搬型設備及び予備品を確保している。</p> <p>泊3号炉は、主要建屋に限り地下水排水設備に揚圧力影響の排除を期待しており、これは島根2号炉と同様であるが、万一、地下水排水設備の機能が喪失した際、泊3号炉では建屋の設計条件を逸脱するまでの時間が約3時間と短いことを踏まえ、さらなる信頼性向上を目的に可搬型水中ポンプを資機材として確保すること、及び資機材の保管場所について記載するとともに、相違理由を充実化した。</p>	<p>第489回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.7)』 p. 1. 0-50～51, 55</p> <p>第489回ヒアリング 資料2-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.8)』 p. 1. 0-47～48, 54</p>	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230222-04	5	1.0-71) 班構成について、先行プラントにおける設置変更許可申請書と実態（防災業務計画）における名称・構成の関係を調べた上で、適切な記載について検討し説明すること。	R5. 2. 22	回答済	R5. 4. 11 ヒアリング	先行プラントの設置許可申請書と実態（防災業務計画）における班名称、班構成の記載については一致していることを確認したが、先行審査実績も踏まえ、電気工作班、機械工作班及び土木建築工作班を統合し、復旧班に班編成を変更することにより、発電所対策本部長の管理班数を縮小し、本部長の指揮命令能力向上を図ることとした。	第489回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100-9 r. 4.7）』 p. 1. 0-35, 79 第489回ヒアリング 資料2-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r. 4.8）』 p. 1. 0-31, 78	
230222-05	6	1.0-71) 実施組織における消火活動の一部を担う運転班の記載について検討を行うこと。 (現状、記載が無い)	R5. 2. 22	回答済	R5. 4. 11 ヒアリング	運転班に属する運転員は火災発生時における初期消火活動を行うこと、また災害対策要員は可搬型重大事故等対処設備による航空機燃料火災への泡消火等を行うことから、運転班の役務として「可搬型大容量海水水送水ポンプ車を用いた消火活動」を追加した。	第489回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100-9 r. 4.7）』 p. 1. 0-31, 79 第489回ヒアリング 資料2-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r. 4.8）』 p. 1. 0-29, 77	
230222-06	7	1.0-73) 放管班の役務について、先行審査実績では「汚染拡大防止措置」となっており、泊では防災業務計画に基づき「汚染拡大防止及び汚染の除去」と記載している、とのことだが、先行プラントも防災業務計画と設置許可の記載と同様としているのか確認の上、適正化を検討し説明すること。	R5. 2. 22	回答済	R5. 4. 11 ヒアリング	先行プラントの設置許可申請書と実態（防災業務計画）における各機能班の役務の記載内容について確認し、必ずしも同一の記載表現とはなっていなかったことに鑑みて、泊の防災業務計画の記載表現にとらわれず、先行審査実績を踏まえて、同様な記載表現とした。	第489回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100-9 r. 4.7）』 p. 1. 0-33, 81 第489回ヒアリング 資料2-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r. 4.8）』 p. 1. 0-30, 79	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230222-07	8	1.0-73) 発電所対策本部の「設営」に関する記載が泊には無く、事務局の業務（「等」の記載）に含まれるとしても、先行プラントの整理・記載を踏まえて、適切な記載を検討し説明すること。	R5. 2. 22	回答済	R5. 4. 11 ヒアリング	運営支援組織の構成及び役割の記載について、女川審査実績を踏まえて見直した。 なお、発電所対策本部の「設営」については「発電所対策本部の運営支援」に含まれる。	第489回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100-9 r. 4.7）』 p. 1. 0-81 第489回ヒアリング 資料2-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r. 4.8）』 p. 1. 0-80	
230222-08	9	1.0-10-7) SFPの水温の到達温度を100℃にしていることについて、先行実績も踏まえて適切な記載であることについて説明すること。	R5. 2. 22	回答済	R5. 4. 11 ヒアリング	先行実績としては島根2号炉も100℃としている。 SFP補給対応を必要とする期間を示す温度は、沸騰による水位低下が顕著となる100℃到達時間を示すこととした。 従って、1号及び2号炉のSFP補給対応を必要とする期間を示すためのSFP到達水温は100℃のままとする。 なお、同条件（2016年1月1日の崩壊熱）における65℃到達までの温度上昇は「約2日間」である。	第489回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100-9 r. 4.7）』 p. 1. 0. 10-7, 60	
230222-09	10	1.0-10-9) 技術班の役務が防災業務計画に基づくものであり女川の記載と異なることについて、設置許可としての記載のあり方を検討すること。	R5. 2. 22	回答済	R5. 4. 11 ヒアリング	先行プラントの設置許可申請書と実態（防災業務計画）における各機能班の役務の記載内容について確認し、必ずしも同一の記載表現とはなっていなかったことに鑑みて、泊の防災業務計画の記載表現にとらわれず、先行審査実績を踏まえて、同様な記載表現とした。	第489回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100-9 r. 4.7）』 p. 1. 0. 10-9～11 第489回ヒアリング 資料2-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r. 4.8）』 p. 1. 0. 10-5～6	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230222-10	11	1.0.10-17) 「また、重大事故等対策の有効性評価にて期待する代替非常用発電機等への給油活動を行う要員2名は、徒歩移動を想定した場合でも3時間以内に確保可能なことを確認した。」とした一文を例に、他社からの引用であるか確認の上、相違理由を適正化し説明すること。	R5.2.22	回答済	R5.4.11 ヒアリング	重大事故等対策の有効性評価にて期待する代替非常用発電機等への燃料補給活動を行う要員2名を参集要員で確保することとしていたが、発電所構外からの参集については外部要因等の不確実性を想定することも必要と考え、より確実な対応を行うため、発電所内に当該要員2名を常時確保する方針とする。	第489回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.4.7)』 p.1.0.10-17, 19, 35 第489回ヒアリング 資料2-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.4.8)』 p.1.0.10-8, 10, 24	
230222-12	12	1.0.10-25) 「具体的には、プラントメーカー（三菱重工業株式会社、三菱電機株式会社及び関連会社）、協力会社等から・・・」の関連会社について、具体的な会社名の記載可否について契約関係・指揮命令系統や先行プラントの記載も踏まえて検討し説明すること。	R5.2.22	回答済	R5.4.11 ヒアリング	プラントメーカーである三菱重工業株式会社の関連会社と支援に係る協定書を締結していたが、三菱重工業株式会社の組織に統合されていたことから、「関連会社」の記載は削除した。	第489回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.4.7)』 p.1.0.10-30 第489回ヒアリング 資料2-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.4.8)』 p.1.0.10-19	
230222-13	13	1.0.10-29) 体制図に1/2号の炉主任が必要か検討し説明すること。	R5.2.22	回答済	R5.4.11 ヒアリング	複数号炉の同時被災の場合も考慮するとともに、先行審査実績も踏まえ、1,2号炉の発電用原子炉主任技術者を参集要員招集後の体制図に追記した。	第489回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.4.7)』 p.1.0.10-33 第489回ヒアリング 資料2-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.4.8)』 p.1.0.10-22	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230222-14	14	1.0.10-34) 女川の第7図には、連絡責任者により非常招集される「発電所対策本部本部員」が記載されている。泊には記載がないことから、記載の要否について検討し説明すること。	R5.2.22	回答済	R5.4.11 ヒアリング	泊3号炉においても、通報連絡責任者から、「発電所対策本部本部員」に当たる、委員、発電用原子炉主任技術者等へ招集を行うことから、実態は女川2号炉と同様である。このため、先行審査実績の反映として、記載が必要と判断し追記した。	第489回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.4.7)』 p.1.0.10-38 第489回ヒアリング 資料2-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.4.8)』 p.1.0.10-27	
230222-16	15	1.0.10-34) 非常招集連絡の流れについて、班長⇒副班長⇒班員なのか、班長⇒副班長、班長⇒班員なのか、確認の上、図を適正化すること。副班長もいるのであれば、副班長も図に反映する必要があるか検討し説明すること。	R5.2.22	回答済	R5.4.11 ヒアリング	非常招集の流れについては、班長⇒班員を招集する表現としていたが、実態としては女川と同様に、班長⇒副班長⇒班員という流れのため、先行審査実績の反映として、記載が必要と判断し追記した。	第489回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.4.7)』 p.1.0.10-38 第489回ヒアリング 資料2-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.4.8)』 p.1.0.10-27	
230222-19	16	1.0.10-111) 鉄塔倒壊事例として、至近で発生した北電の事例を入れる必要があるか検討し説明すること。	R5.2.22	回答済	R5.4.11 ヒアリング	鉄塔倒壊時は迂回することでアクセスすることとしており、図3に示した事例はいずれも折れ曲がる形で倒壊していることから、鉄塔の高さの範囲を避けるように迂回ルートを設定することでアクセスが可能であることのイメージを示したものであるが、これらは起因を強風、地震及び津波とする倒壊事例であって大雪による倒壊事例が含まれていないことから、令和4年12月23日の当社の大雪による倒壊事例について追加することとする。	第489回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.4.7)』 p.1.0.10-125 第489回ヒアリング 資料2-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.4.8)』 p.1.0.10-別紙7-29	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230322-02	17	(1.0.3-7ページ) 「2.」のがれき撤去用重機のうちホイールローダの仕様に関し、大飯のブルドーザの「ブレード幅」に相当する仕様の記載の必要性を検討し説明すること（同様に、大飯の方が情報量の多いといった良好事例箇所は、大飯を踏襲することを検討すること）。	R5.3.22	回答済	R5.4.28 ヒアリング	添付資料1.0.3 表2の重機の仕様欄について、大飯の記載内容と同等となるよう、ホイールローダ及びバックホウのバケット容量を記載した。他の資料においても、大飯及び女川と比較し、大飯の方が情報量が多く、泊にも記載が必要な内容については反映する。	第508回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.5.0)』 p.1.0.3-5 第508回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.5.0)』 p.1.0.3-7	
230322-04	18	(1.0.4-12ページ) 表2に記載している資機材に関し、指揮所と待機所それぞれの保管個数についておおよそ決まっているのであれば別途説明すること。	R5.3.22	回答済	R5.4.28 ヒアリング	指揮所及び待機所にて活動する要員の人数やチェン징エリア設営等の運用を踏まえた放管資機材の必要数を指揮所及び待機所のそれぞれに配備する方針である。また、これらの資機材については、相互に融通し合うことも可能である。 なお、資機材に関し指揮所と待機所それぞれの保管個数を記載していないことについては柏崎と同様。		
230322-05	19	(1.0.6-149ページ) 表2において、水密扉の操作時間が、女川と泊で大きく異なるので、女川が示している水密扉の対象と仕様について事実関係を確認のうえ別途説明すること。	R5.3.22	回答済	R5.4.28 ヒアリング	女川2号炉は、燃料プール代替注水系(可搬型)による使用済燃料プールへの注水手順タイムチャートにて考慮している水密扉(原子炉建屋大物搬入口)開放時間の「30分」を記載している。 泊3号炉がタイムチャートにて考慮している水密扉は、要員の通行用であり、訓練により計測した時間である15秒を記載している。	第508回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.5.0)』 p.1.0.6-149	
230322-06	20	(1.0.6-151ページ) 第4表の電動弁等の操作時間を提示し説明すること。	R5.3.22	回答済	R5.4.28 ヒアリング	技術的能力で使用している電動弁等のうち、弁動作時間、操作器確認時間を含め、最長となる時間は135秒であることを訓練にて確認し、表4に記載した。	第508回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.5.0)』 p.1.0.6-別紙1-3 第508回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.5.0)』 p.1.0.6-151	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230322-08	21	(1.0.1-16, 22-ページほか) 「原子炉補機冷却水設備」「～冷却水系」「～冷却水系統」の記載について、記載のブレを適正化すること。	R5.3.22	回答済	R5.4.28 ヒアリング	「・・・設備」、「・・・系」及び「・・・系統」の使い分けについて、泊3号炉では以下のとおり整理することとした。 ●原則として設備名称（「○○設備」）を用いるが、資料中の文脈に応じて適切な記載となるよう次のとおり使い分ける。 ⇒「○○設備」：対象を設備として記載する場合に用いる。 ⇒「○○系」：「○○設備」と表現するのは馴染まない場合に用いることとし、主に技術的能力における操作手順や系統構成に係る記載に用いる。 (例：「○○系の減圧」) ⇒「○○系統」：原則として用いないこととするが、次のような場合には用いることがある。 ・設置許可基準規則の条文要求等の用語をそのまま記載する場合 (例：技術的能力に係る審査基準1.0の要求事項「通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な手順等」に対応する記載等) ・一般的な用語として記載する場合 (例：「系統構成」、「系統図」) ・多重化された複数の機器等を表す場合 (例：「○○設備を2系統」)	第508回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.5.0)』 ■全般 第508回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.5.0)』 ■全般	
230322-09	22	(1.0.1-16ページ) 表2「格納容器スプレイ設備」「・・・スプレイ系統」の混在を是正すること。	R5.3.22	回答済	R5.4.28 ヒアリング	No.21 (ID:230322-08)と同様。	No.21 (ID:230322-08)と同様。	
230322-12	23	(1.0.9-15ページ) 女川が記載している力量を有していると確認された要員の管理リストについて、泊も同様な運用であるか実態を確認し、適正化を含め検討すること。	R5.3.22	回答済	R5.4.28 ヒアリング	重大事故等に対処できる力量を有する要員数を把握するため、泊も管理リストを作成する計画であることから、女川と同様の記載を追記する。	第508回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.5.0)』 p.1.0.9-4 第508回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.5.0)』 p.1.0.9-15	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230322-13	24	(1.0. 13-6ページ) 泊の「電動ファン付きマスク」について、女川の「伝声器付き全面マスク」と同じものであるならば、記載の適正化を図るか相違理由を充実させること。	R5. 3. 22	回答済	R5. 4. 28 ヒアリング	泊も女川と同様に伝声器付き全面マスクを導入していることから、記載を修正した。	第508回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)』 p. 1. 0. 13-5, 9 第508回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)』 p. 1. 0. 13-6, 10	
230322-14	25	(1.0. 15-5ページ) 泊の①の記載が有効性評価の名称と異なっているため、適正化を図ること。	R5. 3. 22	回答済	R5. 4. 28 ヒアリング	有効性評価「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」の評価事故シーケンスの記載を適正化した。 また、資料全体を確認し、他に同様な誤りが無いことを確認した。 (旧) 大破断LOCA時に高圧注入機能、低圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故 (新) 大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	第508回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)』 p. 1. 0. 15-2 第508回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)』 p. 1. 0. 15-5	
230322-16	26	(1.0. 18-別紙1-1) 表1の「現場1名作業の例」欄に管理区域等、環境条件を記載することについて検討し説明すること。	R5. 3. 22	回答済	R5. 4. 28 ヒアリング	先行PWRにおけるインターフェイスシステムLOCA発生時の余熱除去ポンプ入口弁隔離操作場所の作業環境について説明を追記した。追記した内容のとおり、先行PWRプラントの操作場所は非管理区域であるのに対し、泊3号炉の操作場所は管理区域であり漏えい蒸気により影響を受ける可能性を否定できないことから、作業環境を踏まえ泊3号炉のツインパワー弁の遠隔操作を2名作業としている。 なお、表1に示すこの他の泊3号炉における現場1名作業の作業環境は、先行PWRプラントと同等であることを確認している。	第508回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)』 p. 1. 0. 18-別紙1-1	
230411-28	27	比較表1.0. 16-4ページ) 1号及び2号炉使用済燃料ピットの事象想定について、スロッシングではなく小規模漏えいとした理由を説明すること。	R5. 4. 11	回答済	R5. 4. 28 ヒアリング	泊1号及び2号炉使用済燃料ピットの事象想定について、スロッシングではなく、小規模漏えいとした理由を以下のとおり相違理由欄に追記した。 ===== ・女川は、複数炉の同時被災時に必要な要員及び資源の十分性を評価する上で保守的となるスロッシングの発生を想定している。 ・泊1号及び2号炉も女川と同様に、複数炉の同時被災時に必要な要員及び資源の十分性を評価する上で保守的となり、かつスロッシングよりも事象発生初期に使用済燃料ピット水位が低下する事象である使用済燃料ピットでのサイフォン現象等により使用済燃料ピット内の水の小規模な喪失が発生し、使用済燃料ピットの水位が低下する事故を想定している。	第508回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)』 p. 1. 0. 16-4, 5, 7	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。